

「緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和」のための

# 月次支援金

制度が始まります!!

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態措置等により影響を受けている事業者の方に対する新たな国の支援策が今月(6月)から始まります。  
新たな支援策である「月次支援金」のポイントについてお知らせします。

## Pt. 1 「月次支援金」はどのような制度か…?

- ◎ 2021年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の事業の継続・立て直しのための取組に対して支援金を給付するものです。

## Pt. 2 「月次支援金」の給付額は…?

- ◎ 売上が50%以上減少した月(基準月)と同月の2019年又は2020年の売上から基準月の売上を引いた額とされ、中小法人等は20万円、個人事業者は10万円を上限として給付されます。

## Pt. 3 「月次支援金」の給付対象者は…?

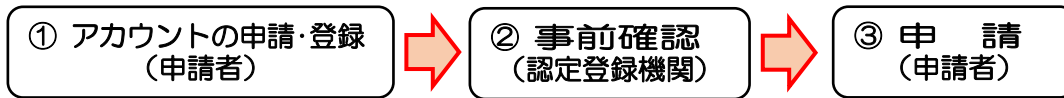
- ◎ 次の①又は②を満たす事業者は、業種や所在地を問わず給付対象となる可能性があります(対象措置を実施する都道府県は裏面(参考)でご確認ください。)
  - ① 対象措置を実施する都道府県に所在する飲食店と直接・間接的な取引があることによる影響を受けて売上が減少した。
  - ② 対象措置を実施する都道府県に所在する個人の顧客と直接的な取引があることによる影響を受けて売上が減少した。

※ 都道府県から時短要請等に伴う協力金等が支給された事業者は、その支給の対象となった月と同月の月次支援金の給付は受けられませんのでご注意ください。

## Pt. 4 「月次支援金」の申請手続きは…?

- ◎ 対象月ごとにオンラインで申請をすることとされています。  
申請期間は、4~5月分は6月16日~8月15日、6月分は8月31日までとされ、7月以降は原則として対象月の翌月から2ヶ月間となります。

なお、申請手続きの流れを図にすると次のとおりとなります。



## Pt. 5 「月次支援金」の申請に必要な書類等は…?

◎ 申請及び事前確認に必要な書類は次のとおりとされています。

|    | 必要な書類           | 注意事項                               | 申請 (※データ提出)    | 事前確認 (※現物確認)   |
|----|-----------------|------------------------------------|----------------|----------------|
| 共通 | 宣誓・同意書          | 代表者(本人)署名のもの                       | ○              | ×              |
|    | 帳簿書類            | 2019年1月～2021年対象月までの各月の売上帳・請求書・領収書等 | ○<br>(対象月の売上帳) | ○<br>(全期間の売上帳) |
|    | 通帳              | 2019年1月以降の取引を記帳しているもの              | ○<br>(表紙・1～2頁) | ○<br>(全頁)      |
|    | その他事務局が必要と認める書類 | 間接的な取引の場合は、所定の様式に直接の取引先氏名等を記載したもの  | ○              | ○              |
| 法人 | 履歴事項全部証明書       | 3か月以内発行のもの                         | ○              | ○              |
|    | 法人税申告書等(控)      | 收受日付印の付いた2019年2020年の別表一及び事業概況説明書   | ○              | ○              |
| 個人 | 本人確認書類          | 運転免許証(両面)、マイナンバーカード(表面)など          | ○              | ○              |
|    | 確定申告書(控)        | 收受日付印の付いた令和1・2年分の申告書第一表・青色申告決算書    | ○              | ○              |

また、申請等では提出しませんが、飲食店の休業又は外出自粛の影響を示す書類(最終的な取引先が、対象措置実施都道府県の①時短営業要請を受けた飲食店又は②消費者であることを示す書類)の保存が必要となります。

### (参考) 対象措置を実施する都道府県

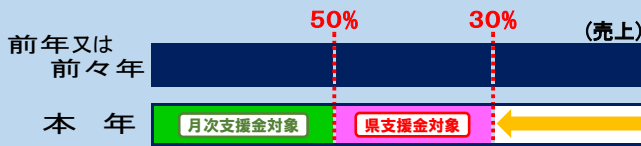
|            | 4月                           | 5月                                       | 6月                                      |
|------------|------------------------------|--|---|
| 緊急事態措置     | 東京都、京都府、大阪府、兵庫県              | 東京都、京都府、大阪府、兵庫県、愛知県、福岡県、北海道、岡山県、広島県、沖縄県  | 東京都、京都府、大阪府、兵庫県、愛知県、福岡県、北海道、岡山県、広島県、沖縄県 |
| まん延防止等重点措置 | 宮城県、沖縄県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県 | 宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県、岐阜県、三重県、群馬県、石川県、熊本県 | 埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県、群馬県、石川県、熊本県        |

**ご不明な点がございましたら、遠慮なく担当者にお尋ねください!!**

群馬県は、県内に本店又は事業所を置く中小企業等のうち、月次支援金の対象とならない事業者(売上が前年又は前々年の同月と比べて50%以上減少していない)に対しても、県独自の施策として、「感染症対策事業継続支援金」を給付することになりました。

#### 対象事業者

5月、6月の売上が30～50%未満減少した中小事業者など  
(前年又は前々年同月比)



【対象事業者の例】 食品加工、製造事業者、流通関連事業者、旅行関連事業者、その他事業者 など

#### 上限額

法人 20万円/月  
個人事業者 10万円/月

【7月上旬申請受付開始予定】